1：20,000

常総市（石下・水海道）都市計画図

令和四年三月作成

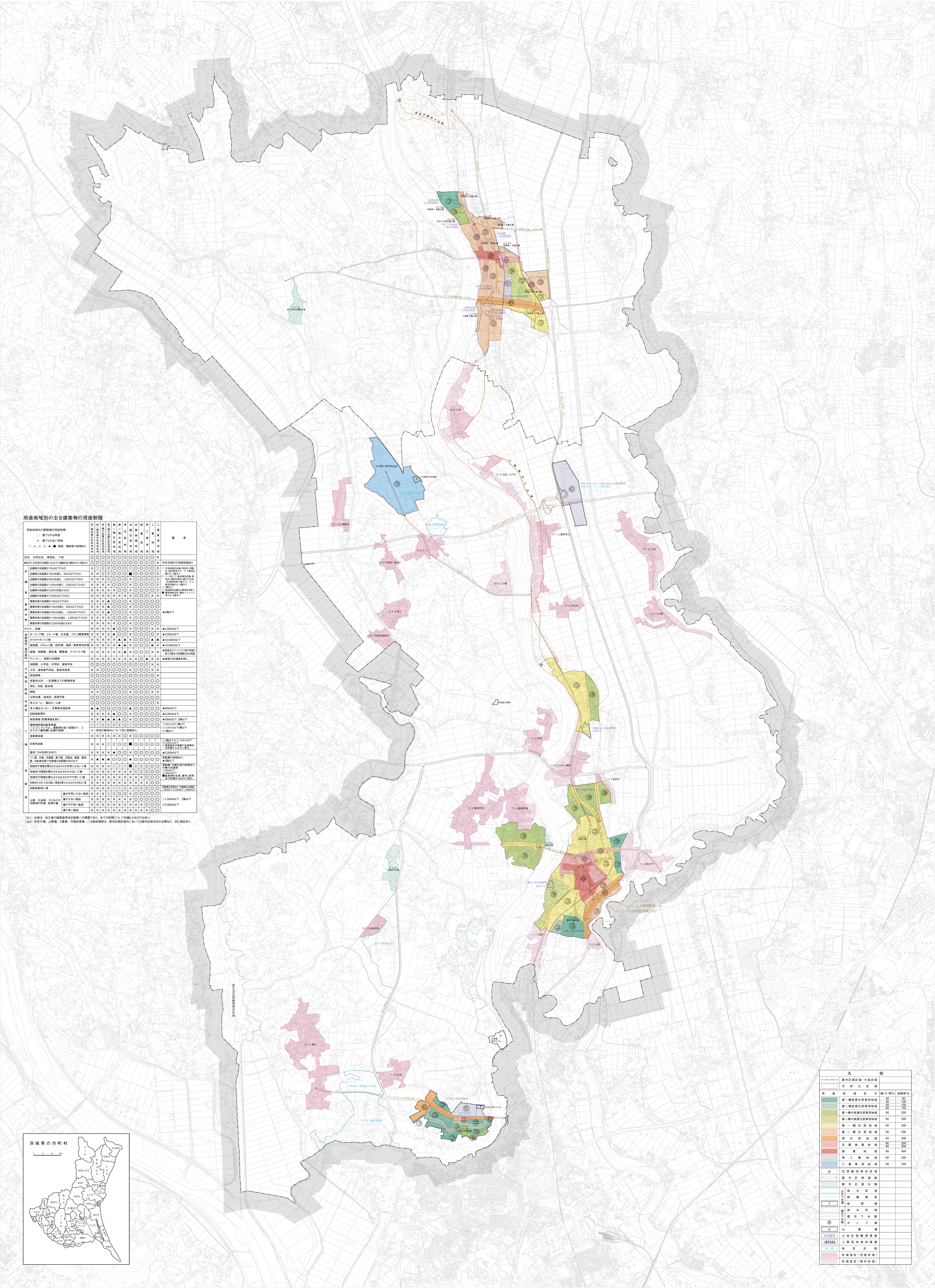

若宮戸都市下水路
2·2·010 西原第二児童公園
西原地区 土地区画整理
2·2·009 西原第一児童公園
2·2·007 本石下寺浦児童公園
本石下寺浦地区 土地区画整理
2·2·005 御城第二児童公園
2·2·006 御城第三児童公園
御城地区 土地区画整理
2·2·004 御城第一児童公園
2·2·001 駅東第一児童公園
新石下東部地区
新石下寺浦地区 土地区画整理
駅東地区土地区画整理
大橋南地区 土地区画整理
2·2·008 大橋南児童公園
6·5·001 石下町総合運動公園
12-9 三坂
12-8 白畑・山戸内
江連都市下水路
常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理
常総インターチェンジ周辺地区
大生郷工業団地造成
大生郷終末処理場
12-3 大生郷新田
12-5 上口
12-4 中新田・駒込
12-2 天神下
12-1 五郎兵衛新田
12-7 三妻駅周辺
12-6 上大輪
12-10 上蛇
11-6 沖の内
12-11 川崎
水海道火葬場
11-5 羽生
11-7 小山戸・後宿
11-8 相野谷
森下土地区画整理
11-3 豊岡町西
11-4 豊岡町東
2·2·001 御城公園
11-9 新井木
亀岡土地区画整理
亀岡地区
2·2·002 駅南児童公園
駅南土地区画整理
11-1 高野
11-2 山田
8·7·1 水海道駅前広場（8m）
3·5·13 水海道南停車場線（14m）
水海道浄化センター
12-12 染色団地
坂手工業団地地区
菅生沼近郊緑地保全区域
12-13 菅生
11-10 向地
内守谷工業団地北部地区
内守谷工業団地地区
内守谷土地区画整理
内守谷地区
内守谷浄化センター
3·3·002 内守谷近隣公園
茨城県の市町村
0 10 20 30km
北茨城市
高萩市
日立市
大子町
常陸太田市
常陸大宮市
城里町
那珂市
東海村
ひたちなか市
水戸市
笠間市
茨城町
桜川市
筑西市
結城市
八千代町
下妻市
古河市
境町
坂東市
常総市
つくば市
石岡市
小美玉市
鉾田市
土浦市
かすみがうら市
行方市
鹿嶋市
潮来市
阿見町
美浦村
牛久市
つくばみらい市
守谷市
取手市
龍ケ崎市
稲敷市
利根町
河内町
神栖市

用途地域別の主な建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ①、②、③、④、▲、■：面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅，共同住宅，寄宿舎，下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗及び飲食店を除く。 ■ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	
ホテル，旅館		×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	×	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	×	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	▲	×	○	○	○	×	×	▲客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	▲個室付浴場等を除く。
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	▲	▲	▲	▲	○	×	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1／2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	①600㎡以下1階以下 ②3,000㎡以下2階以下 ③2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり。													
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下 ③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。 ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	■	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり。 作業の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ■農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	危検性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	原動機の制限あり。作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下
	火薬、石油等、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	×	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下　2階以下 ②3,000㎡以下
	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	

（注1）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について記載したものではない。
（注2）卸売市場、火葬場、と蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場等は、都市計画区域内においては都市計画決定が必要など、別に規定あり。

凡　　例

—·—·—	都市計画区域・行政区域		
□	市街化区域		
用途	地域区分	建ぺい率(%)	容積率(%)
🟩	第一種低層住居専用地域	40 50	80 100
🟩	第二種低層住居専用地域	50 60	100 150
🟩	第一種中高層住居専用地域	60	200
🟩	第二種中高層住居専用地域	60	200
🟨	第一種住居地域	60	200
🟧	第二種住居地域	60	200
🟧	準住居地域	60	200
🟥	近隣商業地域	60 80	200 200
🟥	商業地域	80	400
🟪	準工業地域	60	200
🟦	工業専用地域	60	200
近	近郊緑地保全区域		
▭	都市計画道路		
▨	都市計画公園		
公共下水道	排水区域		
公共下水道	幹線管渠		
下	処理場		
都市下水路	排水区域		
都市下水路	都市下水路		
Ⓟ	ポンプ場		
火	火葬場		
区画整理	土地区画整理事業		
工業団地造成	工業団地造成事業		
地区	地区計画		
🟪	区域指定（存続区域）		
🟪	区域指定（除外区域）		

（1）令和４年３月作成　常総市１：１０，０００地形図を縮小編纂したものである。
　　令和４年３月　都市計画情報更新
（2）下妻市１：１０，０００地形図より編集
（3）つくば市１：１０，０００地形図より編集
（4）守谷市１：１０，０００地形図より編集
（5）坂東市１：１０，０００地形図より編集
（6）つくばみらい市１：１０，０００地形図より編集
（7）八千代町１：１０，０００地形図より編集
（8）野田市１：１０，０００地形図より編集

座標系　第Ⅸ系
等高線間隔　１０m

1：20,000
0　400　2,000　4,000m

「この測量成果は、下妻市長の承認を得て複製したものである。
（承認番号）都整第２５号」
「この測量成果は、つくば市長の承認を得て複製したものである。
（承認番号）３つくば都計第６５５号」
「この測量成果は、守谷市長の承認を得て複製したものである。」
「この測量成果は、坂東市長の承認を得て複製したものである。」
「この測量成果は、つくばみらい市長の承認を得て複製したものである。
（承認番号）みらい都第９０号」
「この測量成果は、八千代町長の承認を得て複製したものである。」
「この測量成果は、野田市長の承認を得て複製したものである。」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）令３　関公　第３５３号」

朝日航洋株式会社

常総市